

## 南丹市ケーブルテレビ事業の在り方審議会条例

令和 2 年 9 月 17 日

条例第 40 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、情報通信環境の急速な変化を踏まえ、中長期的な観点から南丹市地域情報通信ネットワーク事業の今後の在り方について審議するため、南丹市ケーブルテレビ事業の在り方審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、南丹市地域情報通信ネットワーク施設に関する条例（平成 20 年南丹市条例第 2 号）に定める南丹市ケーブルテレビ事業（有線テレビジョン放送及びインターネット接続サービス）の在り方について、市長の諮問に応じ調査及び審議を行い、これを答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員 12 人以内をもって組織する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市内各種団体の代表者
- (3) 南丹市有線テレビ放送番組審議会委員
- (4) 学識経験者
- (5) 公募委員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 審議会の委員の任期は、委嘱の日から第 2 条の規定による答申を行う日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱後初めて開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 会長は、専門的知識が必要であると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、地域振興部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。